慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	米国反トラスト法における買手事業者間の共同行為規制：買手独占理論を素材として
Sub Title	Regulation of buyer collusion : a discussion of monopsony
Author	渕川, 和彦(Fuchikawa, Kazuhiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2011
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.89, (2011. 6) ,p.25- 57
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-00000089-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

米国反トラスト法における買手事業者間の共同行為規制

――買手独占理論を素材として――

渕川和彦

一　はじめに
二　買手独占理論
(一)　買手独占
(二)　双方独占
三　反トラスト法における買手独占規制
(一)　初期の買手独占の事例
(二)　買手独占規制におけるジョイント・ベンチャーの取り扱い
(三)　買手間の共同行為に合理の原則を適用した事例
四　買手間の共同行為規制とその課題
(一)　買手間の共同行為に対する違法性判断基準
(二)　買手間の共同行為規制の課題
五　結　語

一　はじめに

従来、買手事業者間（以下、「買手間」という）の共同行為が競争法上問題となる事例は必ずしも多くなく、主に売手側の市場支配力が問題とされてきた。[1] しかしながら、零細な供給者が多数存在し、需要者が寡占状態にある市場においては、大規模な買手事業者の行為が問題となりつつあるとされる。[2] そして大規模な買手事業者による買手独占力が競争法上問題となっている。ここで言う買手独占力とは、商品・役務の購入市場において、競争が保たれている状態（以下、「競争水準」という）よりも少ない購入数量や購入価格を決定する場合に発生する市場支配力のことである。[3] そして、買手独占力が行使されると競争水準以下の購入数量や購入価格でしか取引が成立しないため、社会厚生の損失（資源配分上の非効率性）が発生する。[4] 一般的に、単独の買手事業者が買手独占力を持つことは稀であり、買手間の共同行為により、買手独占類似の状態が生じる場合があり、これを共同の買手独占（collusive monopsony）と呼ぶ。

我が国では、買手の行為は主に購買力の濫用の問題として取り扱われ、独占禁止法（以下、「独禁法」という）二条九項五号の優越的地位の濫用の問題として規制され、必ずしも市場の概念とは結びつけて捉えられてこなかった。[5] 我が国独禁法下では、買手間の共同行為がいくつか見受けられる。[6] しかし、平成一五年独禁法改正まで、購入カルテルに対して課徴金は課されなかった。[7]

この点、我が国独禁法とは法体系を異にするが、米国反トラスト法においては、買手間の共同行為に関する判例・学説が蓄積しており、我が国独禁法の買手間の共同行為規制の枠組みを検討する際に示唆に富むものと考える。[8] 米国の Mandeville 事件連邦最高裁判決（一九四八）では、反トラスト法の保護は、売手、買手の区別なく及ぶと判示したことから、買手間のカルテルは、売手間のカルテル同様当然違法であるとした。その後 Blair 教授と Harrison 教授は、

一九九一年、共著論文の中で反トラスト法における買手独占理論を体系化した。[9] この買手独占理論を踏まえて、下級審では消費者厚生に資する買手間の共同行為を合理の原則に基づき判断した事例が見受けられる。[10] さらに、連邦最高裁は、単独行為規制に関する二〇〇七年 Weyerhaeuser 事件連邦最高裁判決において、買手独占が売手独占と同様、反トラスト法上問題となることに初めて言及し、Blair 教授と Harrison 教授の論文を引用している。[11] そこで、購入価格が廉価になることで消費者厚生に資するような買手間の共同行為をどのように規制すべきかが問題となる。

本稿では、米国反トラスト法における買手間の共同行為規制の展開とその課題について検討する。まず、第二章で買手独占理論を紹介し、第三章では、反トラスト法における買手独占規制を検討する。そして、第四章では、買手間の共同行為規制の現状とその課題を明らかにする。

二　買手独占理論

㈠　買手独占

1　買手独占（monopsony）

買手独占（monopsony）は、自己の利益となるように競争水準以下に購入量を減少させ、購入価格を競争水準以下に決定することで社会厚生の損失を生じさせる。他方、売り手独占は、自己の利益となるように競争水準以下に販売量を減少させ、販売価格を競争水準以上に決定することで社会厚生の損失を生じさせる。購入数量を減少させ、買手独占は購入価格を競争水準以下に、売手独占は販売価格を競争水準以上に決定することで、同様に社会厚生の損失が生じさせることから、経済分析において売手独占と「経済的に対称（economically symmetrical）」[12] であるとされる。競

図１　買手独占と社会厚生の損失

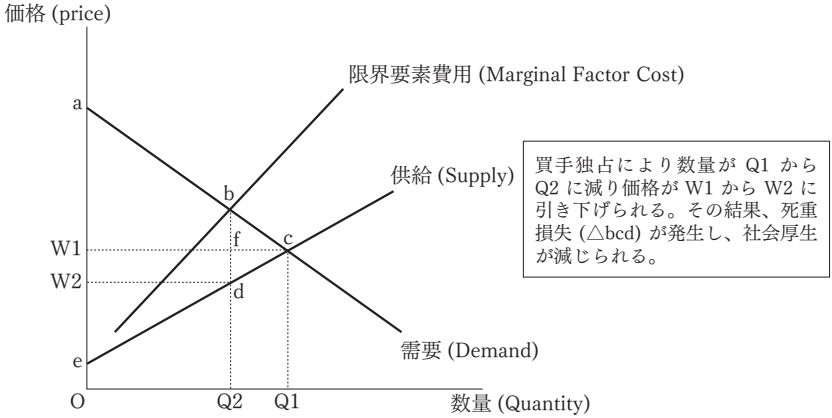

出典：Roger D. Blair and Jeffrey L. Harrison, Monopsony in Law and Economics 43 (2010) に基づき筆者作成。

争的な市場における買手は、価格受容者（price taker）であるが、買手独占の状況下では、買手独占者は、利潤最大化のために、限界収入生産物曲線（Marginal Revenue Product Curve: 生産要素一単位追加当たりの追加的収入）を限界要素費用曲線（Marginal Factor Cost Curve: 供給者から特定の商品を一単位追加購入するのに当たりかかる追加的費用）に等しくなるように生産量を決める。このため、買手独占者は、ある商品または役務に対して、競争的な市場よりも少量を購入し、小額を支払う。この結果、買手独占力は、売手独占の場合と同様、社会厚生（social welfare）を減じるとされる[13]（図１）。

そして、買手独占者が生産品（以下、「産出物」という）の市場においても独占的地位を占めている場合には、独占価格が設定され、死重損失（dead weight loss）がさらに拡大するとされる[14]。買手独占は、上流市場からの投入物（以下、「投入物要素」という）の購入価格を低廉にする効果があるが、上流市場で低廉な価格で購入されたものが、最終消費者にそのまま安価で売られることは稀であるとされる[15]。そして、中長期的には、売手が市場から退出することによって生産量が減少し、最終消費者を含めた消費者厚生を害することになるとされる[16]。

買手独占については、売手側の独占と同様、社会厚生を減じることについて異論はない。但し、「純粋な消費者厚生（pure consumer welfare）」[17]を検討するべきか、それとも最終消費者を含めた「総経済厚生（aggregate econonic welfare）」[18]を考えるべきかについては争いがある[19]。この点、裁判所は、一般的に、「純粋な消費者厚生（pure consumer welfare）」を検討する傾向にあるとされる[20]。

また、古典的な買手独占のモデルでは、買手独占者は価格を引きさげるために購入量を減らさなければならないが、供給量を全量とするか、そうでなければ取引しないかを迫られる場合、すなわち、オール・オア・ナッシング（all-or-nothing）供給[21]へ減少させることが可能な場合、産出物の量（以下、「産出量」という）を短期的に減らすことなく、価格を引き下げることが可能となる[22]。そして、平均総費用以下の価格が提示される場合、長期的には供給者が市場から退出するため、産出量が減ることとなる[23]（図2）。

2　共同の買手独占（collusive monopsony）

買手独占は、単独行為で問題となる場合は少なく[24]、むしろ買手間の共同行為によって、製品あるいは投入物要素に支払う価格に影響を及ぼすことが多い[25]。売手間の共同行為が独占と似た経済上の悪影響、すなわち、社会厚生の損失をもたらすのと同様に、買手間の共同行為も買手独占的な社会厚生の損失をもたらす[26]。つまり、買手間の共同行為によって数量・価格が引き下げられ、供給者の供給量が減り、最終製品の量・質が低下することになる（図3）。このような買手間の共同行為は、共同の買手独占（collusive monopsony）[27]と呼ばれ、共同の買手独占による制限は、反トラスト法上保護する消費者厚生にそぐわないとされる[28]。

共同の買手独占が問題となる典型的な場合としては、①買手の数が少ない寡占状態、すなわち、買手寡占（oligopsony）の場合、②同質的な製品である場合、③秘密裡に入札が行なわれる場合、④供給の価格弾力性が低い、つまり、供給量が価格によって変化しにくい場合が挙げられる[29]。買手間で「合意」が締結される場合については、シ

図２　買手独占とオール・オア・ナッシング供給

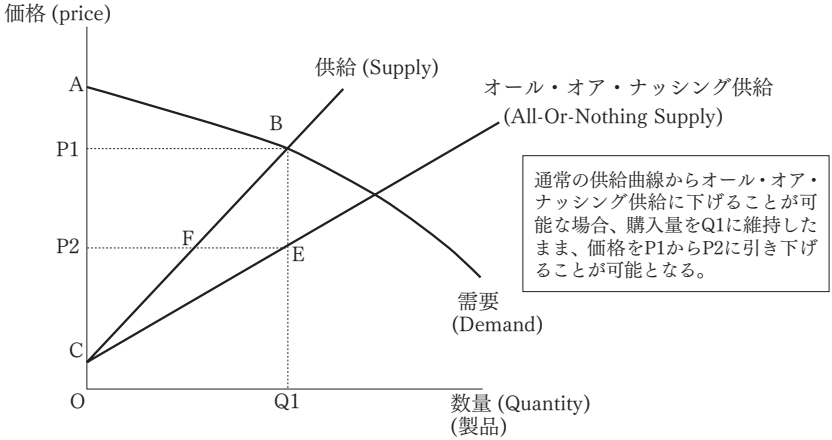

出典：Roger D. Blair and Jeffrey L. Harrison, Monopsony in Law and Economics 84 (2010) に基づき筆者作成。

図３　共同の買手独占

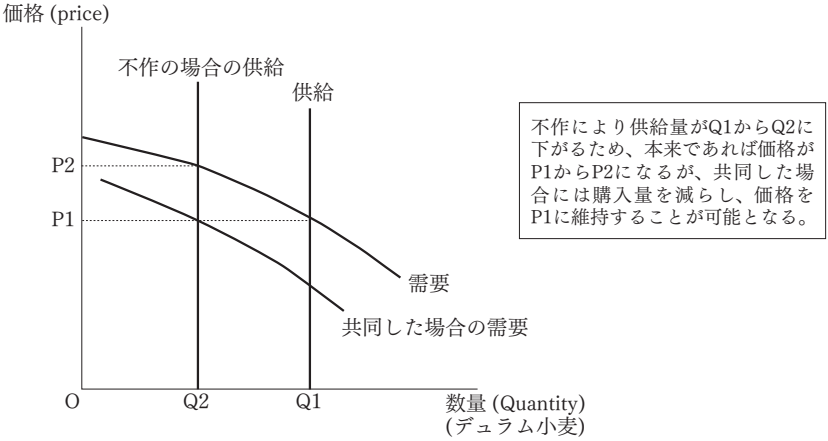

出典：Roger D. Blair and Jeffrey L. Harrison, Monopsony in Law and Economics 80 (2010) に基づき筆者作成。

図４　共同購入における生産効率性と配分効率性の比較衡量

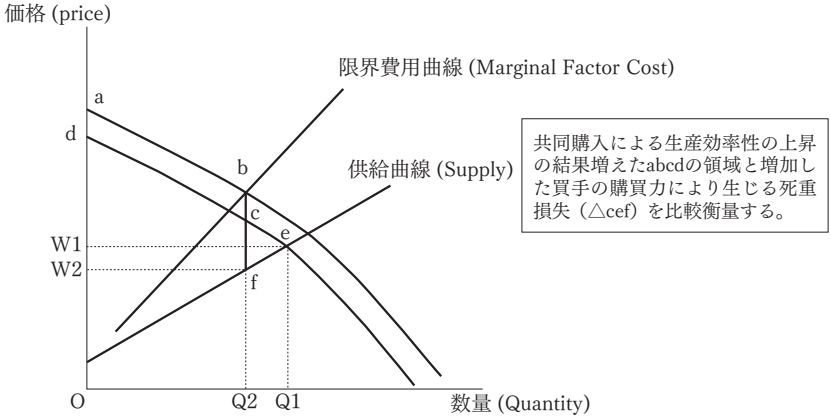

出典：Roger D. Blair and Jeffrey L. Harrison, Monopsony in Law and Economics 111 (2010) に基づき筆者作成。

ャーマン法一条の「共謀」、「結合」として、規制が及ぶことになる。

3　共同購入

共同の買手独占の場合は、買手独占と同様、社会厚生の損失が生じる。そのため、反トラスト法は、売手の価格協定に対する対応と、共同の買手独占に対する対応は類似している。[30] しかしながら、共同購入のような競争者間の事業提携による場合は経済上の効果が明らかではないため、適切に対応することは必ずしも容易ではない。[31] 共同購入の経済上の効果については、生産効率性（productive efficiency）[32] と配分効率性（allocative efficiency）の観点から分析する必要がある。[33] ここに言う生産効率性とは、一定の産出水準において投入を最小化する能力、あるいは、ある一定の生産要素投入に対する最大産出を達成する能力のことを指し、配分効率性とは、ある価格と生産技術において資源を最適配分できる能力のことを意味する。[34]

共同購入により生産効率性（productive efficiency）が向上すれば、限界生産物価値（value of marginal product）[35] が上昇し、購入量の増加に伴い購入価格も上昇する。この場合、生産者余剰と消費者余剰の両方が増加することになるため、望ましい結果を

図５　双方独占

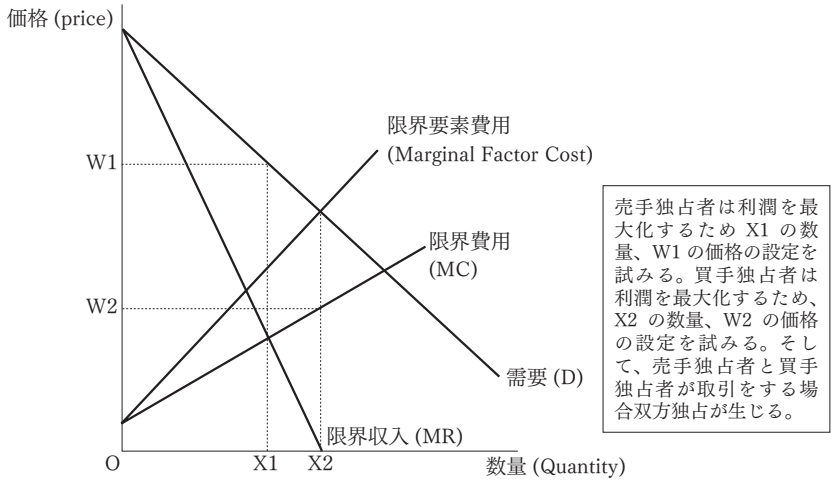

出典：Roger D. Blair and Jeffrey L. Harrison, Monopsony in Law and Economics 127 (2010) に基づき筆者作成。

もたらすとされる。[36] しかしながら、共同購入により共同の買手独占が生じる場合、共同購入で得られた生産効率性と社会的厚生の損失を比較衡量する必要がある[37]（図４）。

㈡　双方独占

1　双方独占（Bilateral Monopoly）

双方独占とは、上流市場、下流市場それぞれで市場支配力を有する事業者が存在し、お互い利益を得るためには、上流市場での独占者と下流市場で独占的な買手が取引する必要がある状態を指す[38]（図５）。そして、上流市場において売手独占者が存在する場合に、買手間の共同行為が双方独占として正当化され得るか、あるいは、下流市場において買手独占者が存在する場合に売手間の共同行為が双方独占として正当化され得るか否かが問題となる。

理論的には、独占者（あるいは買手独占者）に応じて、買手間（あるいは売手間）で共同行為が行われる場合、販売量が増加し、最終製品の販売量も増加するため、

消費者厚生に資する。従って、少なくとも理論上は、市場の均衡に近づくように意図された共同行為は許容される余地があることになる。しかし、買手間の共同行為は、投入物要素市場において独占力を相殺する働きがあるとしても、買手独占者が最終製品を販売する産出物市場での価格協定に繋がりかねないこと、売手寡占（oligopoly）あるいは買手寡占（oligopsony）の場合において拮抗力（countervailing power）[39]が望ましいかについては明らかでないことなどから、共同行為に関する正当化事由としては限定があることが指摘されている[40]。

2　拮抗力（countervailing power）

拮抗力とは、競争を回復させるために、市場段階の異なる市場における、集中により生じた力を制限することを指す[41]。しかし、拮抗力は、供給者である売手と消費者である買手が共同利潤を分配する誘因が働くこと、そして、投入物要素市場に対する買手の市場支配力（以下、「買手市場支配力」という）が産出物の販売市場における市場支配力に繋がる可能性も指摘されており、投入物要素の購入価格の低下が産出物価格に反映されるかについて合理的な説明ができないことから批判がなされている[42]。この他、買手市場支配力による産出物価格の低下よりも、産出物価格の上昇の効果の方が大きいとする指摘もある[43]。このように拮抗力の議論は、経済学的な論拠が乏しいとされる。ただし、小売市場の高い競争性と買手市場支配力を回避する供給者の利潤最大化行動により産出物価格が低下するとして、拮抗力を支持する見解もある[44]。

三　反トラスト法における買手独占規制

(一)　初期の買手独占の事例

買手独占の判例においては、買手が単独で独占力を獲得することはごく稀であり、複数の買手事業者による共同行為によって買手独占を築き上げる場合が大半である。初期の事例として、大手石油精製業者間でスポット市場の石油を高値で買い取る協定を結んだことが問題となったSocony-Vacuum事件連邦最高裁判決（一九四〇）[45]がある。

Socony-Vacuum事件では、一九三〇年代世界恐慌と石油の過剰生産により、石油業界は不振状態であり、特に一九三三年春では、卸売市場の石油価格が、製造コストを下回る状況であった。独立系石油精製業者は、石油貯蔵施設の容量を超えた余剰分のガソリンをスポット市場において安く販売していた。スポット市場で取引される廉価なガソリンは、通常のガソリンの価格を生産コスト以下に引き下げた。値崩れを懸念した大手石油精製業者は、米国中西部においてスポット取引される大部分のガソリンを一定価格で買い上げる計画を立て、独立系石油精製業者によるスポット取引での石油の廉価販売の防止を行った。当該買い取り計画が価格協定としてシャーマン法一条違反となるかが問題とされた。連邦最高裁は、「いわゆる有害な競争を排除することは、そのような買い取り計画に関する法的な正当化事由にはならない」[46]。「シャーマン法において、州際通商または外国貿易における商品の価格に関する引上げ、引下げ、決定、維持、安定化の目的と効果を有する結合は、当然違法である」と判示した[47]。このSocony-Vacuum判決により、価格協定に対する当然違法の原則の適用が確立したとされる。

シャーマン法二条において、シャーマン法一条の不当な取引制限ともなる行為が含まれる場合がある。そして、独占目的による共謀がシャーマン法二条違反とされた事例としてAmerican Tobacco事件連邦最高裁判決（一九四六）[48]

がある。American Tobacco 事件では、American Tobacco 社、Liggett 社、そして Reynolds 社（一九三一年当時、三社合計九〇・七パーセントの市場占有率）および American Tobacco の子会社は、タバコの小売価格および値引きの許容額をほぼ同一に設定し、Reynolds 社の値上げに対して残りの二社が追随した。また、主要タバコ製造業者は、廉価なタバコを購入し「一〇セント・ブランド」を立ち上げることで参入を図った競争者よりも高い値をつけ、競争者を排除するという共謀を行なったとして訴えられた。連邦最高裁は、当該三社が独占を確立する共謀をしたことを状況証拠から推認し、独占力を獲得し、独占を確立・維持する意図を有しているとして、シャーマン法二条違反とした。[49]

そして、共同の買手独占の典型的な例として、Mandeville 事件連邦最高裁判決（一九四八）[50]がある。[51] Mandeville 事件では、カリフォルニア州に三社しか存在しない砂糖精製業者三社（被告はそのうちの一社）が、原料となる砂糖を同一価格で買い取るという内容の協定を行ったことが、独占化と州際通商の制限の共謀としてシャーマン法一条および二条違反となるかが問題となった。連邦最高裁は、「たとえ価格協定が購入者により行われていたとしても、そして、三倍額賠償の請求の下で、とりわけ被害を受けたとされているのが顧客あるいは消費者でなく、売手であったとしても、本件合意が、シャーマン法により非難される種類の結合であることは明らかである。そして、たとえ共謀の最終目的が地方の砂糖大根市場の支配にあることが推認されるとしても、当該共謀がシャーマン法の適用外ということにはならない。地方の市場の独占が、州際通商の制限により獲得された場合には、シャーマン法の適用対象となる。……シャーマン法の保護は、消費者、購入者、競争者、または販売者に限定されない」と述べ、[52]原告の主張には訴因があるとして下級審に差戻しを命じた。連邦最高裁判所は、買手間のカルテルに対して売手段階のカルテルと同様厳しい態度で臨んでおり、後の下級審において当然違法の原則を用いたものと解されている。[53]但し、連邦最高裁は、地方の市場の独占に言及していることから、独占力の存在を前提にしているとも考えられる。[54] Mandeville 事件では、買手間の共同行為によって数量・価格が引き下げられており、典型的な共同の買手独占の事例である。[55]この

Mandeville 判決は、その後の買手間の共同行為の判例に影響を与えることとなる。

Mandeville 判決と同様、典型的な共同の買手独占の事例として、National Macaroni 事件第七巡回区控訴審判決（一九六五）[56] がある。本件では、小麦の不作により価格の高騰を危惧したマカロニ加工業者団体が、マカロニの品質を決めるデュラム小麦の配合率を下げることを合意し、デュラム小麦の購入量を制限した。

ＦＴＣは、共通の一連の行為と小麦価格の協定がＦＴＣ法五条に違反するとし、第七巡回区控訴審は、Socony-Vacuum 事件を参照しながら、「連邦最高裁は、価格協定がシャーマン法の基礎をなす競争政策に反しているとしている。また、価格協定は、不当であることが決定的に推定されるため、その違法性は、価格協定の不当性の申立てに依存しないとしている。関係者の動機の善悪、価格協定が明白な契約によるものか、より巧妙な手段によるものか否か、関係者が市場支配力を有しているか否か、影響を受ける州際通商の量の多寡、あるいは、合意の効果により価格を上昇あるいは低下させるか否かによる差異はない。……本件記録の全体を通じて、違法に価格を協定する申立人による一連の業界の行為がＦＴＣ法五条に当然に違法となるとしたＦＴＣ決定は、実質的証拠により支持されているものと判示する」とした。[57]

National Macaroni 事件では、小麦の不作によって小麦の供給量が減り、本来なら小麦の価格が高騰するところを、デュラム小麦の買手であるマカロニ加工業者団体が共同行為によって購入数量を引き下げ、最終製品であるマカロニの量・質が低下している。これは、共同の買手独占のモデルに合致するものであり、典型的な共同の買手独占の事例であると言える[58]（図3）。

共同の買手独占の典型的な事例である Mandeville 事件、National Macaroni 事件は、いずれも、買手寡占の状況下において、供給の価格弾力性が低い同質的製品の価格・数量を制限した事件である。Mandeville 事件では、購入価格に関する価格協定に対して、National Macaroni 事件では、購入量の制限と小麦価格に関する協定に対して、当然

違法である売手間のカルテルと同様に厳しく規制している。[59]

(二) 買手独占規制におけるジョイント・ベンチャーの取り扱い

Socony-Vacuum 判決で確立した当然違法の原則は、その後、未経験市場における共同行為に対して、緩和されることとなる。[60] 更に、効率性を生むジョイント・ベンチャーに対しても当然違法の原則を緩和することになる。[61] ジョイント・ベンチャーとは、関連市場において、事業提携がなければ実際に、あるいは潜在的競争者であった当事者間の、合併には至らない全ての事業提携である。[62] したがって、ジョイント・ベンチャーであることそれ自体は、競争への効果、反トラスト法上の合法性には関係がない。[63] また、合併と異なり、新たな競争単位をジョイント・ベンチャーで生み出すことにもなるため、ジョイント・ベンチャーと既存事業者との競争関係を検討するインサイダー競争論にも配慮する必要がある。[64]

従来当然違法の類型として取扱われていた買手間によるカルテルについても、ジョイント・ベンチャーの理論を受けて一部当然違法の原則が緩和されることとなる。買手間の共同購入としてのジョイント・ベンチャーは、互いの企業の投資リスクの軽減や、規模の経済性の達成により効率性を生む一方で、上流市場からの投入物要素の購入市場における価格協定や、投入物要素を用いて製造した産出物市場における協調行動を容易にする可能性を持つだけでなく、購買力及び買手独占力が問題となる。[65] このため、第二章第一節3で述べたように、共同購入に関しては、共同購入による生産効率性と社会厚生の損失との比較衡量することが望ましい。

この点、共同購入のジョイント・ベンチャーについて、「競争者間の提携に関するガイドライン」(二〇〇〇) では、「多くのそのような協定は、反トラスト法の関心を生じさせず、実際競争促進的であり得る。例えば、購入提携は、参加者に注文を集中させ、倉庫への搬入、流通機能をより効率的に統合する、または、他の効率性を達成する。しか

しながら、そのような協定は、その協定が存在しない場合に生じるよりも、市場支配力を拡大し（買手の場合には買手独占と呼ばれる）、購入した製品の価格を引き下げ、それにより数量を減少させる能力と動機を増加させることにより、その市場支配力の行使を容易にする。購入提携は、参加者のコストを標準化することにより、または、参加者の原材料購入を知ることにより、参加者の産出量を計画または監視する能力を高めることにより共謀を容易にする可能性もある」と言及している。[66]

ジョイント・ベンチャーの効率性を検討する上で重要なのが、Northwest事件連邦最高裁判決（一九八五）[67]である。Northwest事件では、文房具の卸売と小売を行う原告が、北西部諸州の文房具小売店約一〇〇社により構成される、被告協同組合の会員資格を告知・聴聞の機会を与えられず剝奪された。そして、この行為が当然違法たるボイコットであるかが争われた。

連邦最高裁は、「本件のような共同購入機関からの除名行為について当然違法の原則が適用されるためには、最小限被告が市場支配力を有すること、または被告が競争を行うために不可欠な要素を独占的に利用・使用していることの立証が必要である」と判示した。[68]また、「当該共同購入は、協同組合の加盟小売業者が、購入と保管において共同購入しなければ得ることができない規模の経済を獲得することを可能にする」ことを認めている。[69]

連邦最高裁は、共同購入による「規模の経済」に言及しており、共同購入としてのジョイント・ベンチャーにより効率性が達成されていることに一定の配慮をしていると解される。[70]また、投入物要素の購入市場のみのジョイント・ベンチャーであった点も、共同ボイコットの類型でありながら当然違法の原則が緩和された一つの要因と考えられる。[71]

ジョイント・ベンチャーの違法性判断では、「付随的制限（ancillary restraint）」[72]か「あからさまな制限（naked restriction）」[73]か否かが判断される。「付随的制限」の下では、被告は、合意が競争促進的であること、価格協定の合意がある便益に付随的であり不可欠であること、そして、その合意が必要以上に制限的でないということを立証しなけ

ればならない。[74] そして、生産性の向上、価格の低廉化を伴わない「あからさまな制限」か「付随的制限」か否かは、当然違法の原則と合理の原則のいずれか適用する上での一つの分水嶺とも言える。[75] 買手間の共同行為は、共同購入というジョイント・ベンチャーの形態を取ることで規模の経済性を達成し、効率性を生み出す場合がある。しかし、購入価格の低下がジョイント・ベンチャーの効率性によるものか、買手独占力によるものか否かの区別は困難を伴う。[76]

また、「ヘルス・ケアにおける反トラスト執行政策に関するステイトメント」（一九九六）では、(1)問題となる共同購入が、関連市場において購入対象の商品・役務の総売上高の三五％未満の場合、(2)共同購入される商品・役務の費用が、共同購入に参加する各競争事業者により販売される全商品・役務からの総収入の二〇％未満の場合、競争当局は原則として当該共同購入に関する合意について訴追しないとしている。(1)は、共同購入が競争水準以下に商品・役務の価格を引き下げることができるか否かを判断するための条件であり、(2)は、共同購入が費用を標準化させることで価格協定などの反競争的効果を助長するかどうかを検討するための条件である。[77] ヘルス・ケア以外の分野における共同購入の競争法上の問題を考える上で一つの指標となり得る。

(三) 買手間の共同行為に合理の原則を適用した事例

買手間の共同行為により買手独占力が行使され、購入価格が廉価になった場合、消費者厚生に資するとして共同行為が正当化される余地があるのであろうか。[78] 消費者厚生を害さず、むしろ消費者厚生に資する場合に関しては買手間の共同行為に当然違法の原則を適用せず、合理の原則に基づき判断するとした控訴審判決として、まず、Balmoral Cinema 事件第六巡回区控訴審判決（一九八九）[79] が挙げられる。

Balmoral Cinema 事件では、競争的な入札によって生じる不利な契約を避けるため、映画配給業者団体と映画館団体との間で新作映画の上映権を割り振り、独立系の映画館を経営する Balmoral Cinema の新作映画の上映を困難に

した。当該事件では、映画館団体とBalmoralとの間で和解が成立し、映画配給業者団体との訴訟が継続した。第六巡回区控訴審は、特定の競争制限が有害でいかなる競争促進効果も生じそうにないため複雑な合理の原則の分析が必要ないと判断される制限は、「あからさまな（naked）」取引制限として当然違法とされる[80]、と述べた上で、「本件で問題となっている行為は、常に、あるいはほとんど常に競争を制限し、産出量を減少させ、価格を上昇させるものでは必ずしもない。むしろそれは、歴史的に映画館経営者の犠牲の下で、映画配給業者及び映画製作会社が、映画製作に対して市場支配力を行使してきた市場において、映画上映者から映画配給業者へ支払う価格を単に引き下げ、従って、間接的に映画製作会社に対する価格を引き下げる可能性がある。映画館経営者は、映画の購入者として、集団行動により映画供給者の市場支配力に対抗することが正当化され得る。そのような行為は、映画館入場者のチケットの価格を下げ、消費者厚生を削ぐというよりもむしろ消費者厚生に資すると思われる」と述べ[81]、当然違法の原則の適用を否定し、映画館経営者間の入札における共同行為の正当化を認めた。本件では、買手間の共同行為による価格の低下の影響が、最終消費者である映画館入場者まで及ぶということを想定している。しかしながら、映画館経営者は、競争的な入札に関する合意をした訳ではないため、映画配給業者への支払いが引き下げられたとしても、映画チケットの価格が引き下げられるとは限らないと指摘されている[82]。

買手間の共同行為に合理の原則を適用した地裁判決として、Addamax事件マサチューセッツ地区連邦地裁判決（一九九五）[83]がある。Addamax事件の原告Addamaxは、セキュリティー・システムの開発業者である。Addamaxは、Hewlett-Packard、Digital Equipment、そして、当該二社を含む八つのコンピュータ製造業者から構成されるジョイント・ベンチャーである被告Open Software Foundation（以下、「OSF」という）が違法に業界大手競争事業者らの購買力を結合することにより、オペレーション・システム技術に関する市場に影響を与えようとしたとしてシャーマン法一条違反を主張した。当時、OSFを構成する各事業者は、上流市場においてAddamaxのような独立の開発業

者からシステム技術の購入に関して競争すると共に、下流市場においてオペレーティング・システム（OS）の販売に関して競争していた。

マサチューセッツ地区連邦地裁は、「価格の低下は、たいてい消費者に利益を与える。そして、一般的に競争に対して有害であるとは考えられない。この理由により、市場価格を下回る価格設定の合意は、通常反トラスト損害を生じさせない。……しかし、投入物要素の価格の低下が消費者への価格低下を生じない場合、裁判所は価格低下の合意の存在を以て反トラスト損害を認定する。……これは、共謀している買手が下流市場において市場支配力を有している場合に生じる。買手独占者は、下流市場において支配力を有している場合にのみ、産出量を低下させ価格を上昇することができる」[84]。そして、「この事件の文脈は当然違法の分析を不適切なものとしている。いくつかの反競争的な動機の証拠にも拘わらず、OSFジョイント・ベンチャーが市場に対して反競争的効果を持ったかについては明らかでない」[85]として、被告のサマリー・ジャッジメントの申立てを一部認め、当然違法の原則の適用を否定した。

裁判所は続いて合理の原則の分析を行い、「Addamaxは、OSFの買手独占力が直前の市場シェアを超えて拡大していることを示唆する証拠を提示している。……Addamaxは、消費者価格または生産量の低下に関する特定の証拠を示すことができていないけれども、裁判所は、AddamaxがOSFの業界における競争への効果に関する事実について真の争点を証明していると判断する」として[86]、合理の原則に関する被告のサマリー・ジャッジメントの申立ては認めなかった。

Addamax事件は、目的と効果において違法なジョイント・ベンチャーに対して当然違法の原則が適用されるか、あるいは、資源を統合する合法な試みとしてのジョイント・ベンチャーに対して合理の原則が適用されるかを検討している[87]。最終的に、裁判所は当然違法の原則の適用を否定して合理の原則を適用し、投入物要素の価格の低下が消費者への価格低下に繋がるかを検討するため、下流市場における市場支配力の存在を要求している。

また、Sony 事件コネティカット地区連邦地裁判決（二〇〇一）[88]では、まず、原告 Sony を含むテレビ製造業者らが、「V-chip」と呼ばれる装置[89]に関する技術について、電気通信法（一九六六）の議会の通過により、政府から V-chip の黙示の使用権を受けているとして、V-chip の特許権所有者である被告 Soundview を訴え、これに対して Soundview は、反訴を行ない、事業者団体と多くのテレビ製造業者が Soundview の特許を侵害し、V-chip 技術のライセンスに関する価格を協定する共謀を行い、または Soundview を取引拒絶したと主張した。反訴被告である Sony は、Soundview が反トラスト損害を十分に主張していないとして、当該反トラスト申立ての棄却を求めた。

コネティカット地区連邦地裁は、生産費用を下げるために購入する原材料の量を減らすことに関する Areeda・Turner 理論とは対比的に、Blair 教授によって概説される買手独占的な価格を設定する共謀が、買手の集団が集まり、オール・オア・ナッシング（all-or-nothing）価格設定に合意する場合のように、配分的な損失を生じ得るものであると述べ、「これらの共謀している購入者によるオール・オア・ナッシング価格設定は、需要と供給による通常の市場の原理が働く場合に成立する最適価格を下回る価格に押し下げることができる。消費者への価格は下がらないが、供給者が業界から去る（または、Soundview が主張するように、革新や発明することを止める）ことから長期的な社会厚生の損失が生じることがある」とした[90]。さらに、裁判所は、Soundview の反訴において述べられた買手独占の共謀は、競争に対する反トラスト損害を含む反トラスト法の申立て要件を十分に主張しているとして、反訴被告である Sony の申立てを棄却した[91]。

Sony 事件コネティカット地区連邦地裁判決では、買手独占の計画が反トラスト法に違反することがあるとして、Mandeville 判決と Socony-Vacuum 判決を引用するが、当然違法の原則の適用に関する言及は見られない[92]。他方、共同の買手独占におけるオール・オア・ナッシング価格設定に言及しており、買手独占理論に基づいた判決と評価できる。

そして、最近の連邦地裁判決として、North Jackson Pharmacy 事件イリノイ北部地区連邦地裁判決（二〇〇五）[93]がある。当該事件では、医療保険を負担する保険会社らが薬剤給付管理会社（pharmacy benefit manager）であるCaremark Rx および Caremark（以下、これらをまとめて「Caremark」という）を共通の代理人として用いることで、医療保険加入者の処方薬を調剤する薬局に支払われる料金を固定化していた。小売薬局である原告North Jackson は、被告であるCaremark と他の薬剤給付管理会社が価格協定の共謀をしているとしてシャーマン法一条違反の訴えを提起した。これに対して、被告は、当然違法の原則ではなく、合理の原則の適用を求める申立てを行った。連邦地裁は、「Caremark と医療保険の資金負担者の協力関係の目的が、薬の価格に影響を与えている（実際、薬の価格を下げている）という事実は、消費者の利益となる方法で、競争促進的な、効率性を向上する影響を与えているのか、あるいは、その代わりに、その目的が競争水準以下に価格を下げ、それによって社会厚生を下げる不当な共謀を通じて達成されているか否かという問題を提起する」と述べ[94]、医療保険の資金負担者とCaremark の協力的な措置が効率性を向上する可能性があり、問題とされている反競争的な合意は、当該措置に「付随的な（ancillary to）」ものであるとして、合理の原則での分析で評価されるとした[95]。

Balmoral Cinema 事件では、買手間の共同行為による価格引き下げが最終消費者の利益に直接繋がるとした点が批判されたが[96]、North Jackson Pharmacy 事件では、買手間の共同行為が、生産効率性を向上するものか、あるいは、社会厚生の損失を生じるものかという点が検討されている。このように、Blair 教授と Harrison 教授が買手独占理論を体系化した一九九一年以降については、買手独占理論に基づきながら、合理の原則を適用する判例が見受けられる[97]。また、買手事業者間のジョイント・ベンチャーの場合については、当該ジョイント・ベンチャーが効率性を向上するものか社会厚生の損失を生じさせるものか否か、そして、反競争的な合意が付随的な制限かあからさまな制限か否かといった点が検討されている[98]。

四　買手間の共同行為規制とその課題

(一)　買手間の共同行為に対する違法性判断基準

Mandeville 判決以降、従来型の共同行為規制の枠組みを踏襲する下級審[99]がある一方で、買手間の共同行為が売手独占に対抗する場合や、消費者への価格の低下に繋がる場合に、消費者厚生に資するものとして正当化の余地を認め、合理の原則による判断をした事例が見受けられる[100]。

このように買手間の共同行為規制に対しては、現在のところ二つの違法性判断基準が存在する。まず、Socony-Vacuum 事件連邦最高裁判決、Mandeville 事件連邦最高裁判決が示してきた当然違法の原則を用いるアプローチである。まず、Socony-Vacuum 事件連邦最高裁判決では、「シャーマン法において、州際通商または外国貿易における商品の価格に関する引上げ、引下げ、決定、維持、安定化の目的と効果を有する結合は、当然違法である」と判示している[101]。そして、Mandeville 事件連邦最高裁判決は、「シャーマン法の保護は、消費者、購入者、競争者、または販売者に限定されない」と判示し[102]、その後の買手間の共同行為規制に影響を与えてきた[103]。Mandeville 事件においては、地域的な投入物要素の購入市場においては独占力を持っていたと言えるが、産出物市場、つまり全米における砂糖製品市場においては独占者ではなく、産出物市場において競争が活発であれば、最終消費者にとって投入物要素市場での買手独占力は影響がなかったと言える。仮に反トラスト法の唯一の目的が消費者のためにあるとすれば、Mandeville 事件のような砂糖大根の生産業者に対する影響は問題視しないということに繋がるが、連邦最高裁は、現段階でこのような手法を採っていない。

そして、二つ目のアプローチとして下級審で見受けられるのが、消費者厚生を分析し、合理の原則に基づき判断す

るアプローチである。[104] ジョイント・ベンチャーにおける制限が問題となる場合、「付随的制限」か「あからさまな制限」か否かによって当然違法の原則と合理の原則の適用を判断する場合がある。[105] ジョイント・ベンチャーにおける制限が「付随的制限」か、あるいは「あからさまな制限」か否かを検討することは、当然違法の原則と合理の原則の適用を見極めるうえでの一つの分水嶺となり得る。[106] 付随的制限の法理は、判例法の中で長らく用いられた手法であり、裁判所にとっても扱いやすい基準とされる。[107]

しかし、買手間のカルテルに当然違法の原則を用いるアプローチを示したMandeville事件連邦最高裁判決については、未だにこれを覆す連邦最高裁判決は出ていない。従って、現在のところ、売手、買手の区別なく、シャーマン法の保護が及ぶとしたMandeville判決の先例拘束性は維持されている。但し、買手間の共同行為規制に関しては、市場支配力の存在が前提としているように思われる。[108] 売手間のカルテルでは、市場支配力の分析が要求されないため、売手間と買手間のカルテルの取り扱いは異なっている。

(二) 買手間の共同行為規制の課題

買手間の共同行為規制には、課題が残されている。まず一点目は、共同の買手独占による消費者厚生への影響の捉え方が統一していないことである。Balmoral事件第六巡回区控訴審判決では、買手間の共同行為による価格の低下が、映画チケットを購入する最終消費者に及ぶと捉えている。しかし、共同の買手独占により得られた価格の低下により、必ずしも消費者価格が低下するとは限らない。確かに、下流市場が競争的である場合、消費者厚生は向上する可能性がある。[109] 他方、下流市場が競争的でない場合、買手独占による価格の低下が最終消費者まで及ぶというのは現実的ではなく、むしろ自己の利益を最大化するために独占価格を設定する場合が多いと考えられる。[110] この点、Addamax事件マサチューセッツ地区連邦地裁判決は、価格の低下が多くの場合消費者に利益を与えるとした上で、投入物要素の

価格の低下が消費者への価格低下に繋がるかを検討するために、買手独占者の下流市場における市場支配力の立証を要求している。

そして、二点目は、反トラスト法の保護の対象である「消費者厚生」と「競争の過程」のどちらを重視すべきかという問題である。買手間の共同行為が、生産性の向上、価格の低廉化を伴わない、「あからさまな制限」であっても「消費者厚生」に資するために正当化されるとすれば、シャーマン法一条が「契約」、「結合」、「共謀」という行為要件を通じて「競争の過程」を保護してきた反トラスト法の判例法自体を覆しかねないことになる。(111)

五　結　語

買手間の共同行為に対しては、二つの違法性判断基準、すなわち、Socony-Vacuum事件連邦最高裁判決、Mandeville事件連邦最高裁判決が示してきた当然違法の原則を用いる違法性判断基準と、下級審で見受けられる消費者厚生への影響を分析し合理の原則を用いる違法性判断基準が存在することが明らかになった。

買手間の共同行為に正当化の余地を認める後者の基準に関しては、買手独占力で得られた価格の低下により、必ずしも消費者価格が低下するとは限らないという点に留意する必要がある。確かに下流市場が競争的である場合、消費者厚生は向上する可能性がある。(112) 他方、下流市場が競争的でない場合、買手独占による価格の低下が最終消費者まで及ばず、むしろ自己の利益最大化のために独占価格を設定する場合が多いとされる。(113)

買手間のカルテルに当然違法の原則を用いるとしたと解されているMandeville事件連邦最高裁判決については、未だにこれを覆す連邦最高裁判決は出ていない。従って、現在のところ、売手、買手の区別なく、シャーマン法の保護が及ぶとしたMandeville判決の先例拘束性は維持されている。但し、買手間のカルテルについては、売手間のカ

ルテルとは異なり、市場支配力の存在を前提とする傾向が見られる。[114]

他方、我が国独禁法では、典型的な買手間のカルテルに関する事件がほとんどであり、投資リスクの軽減や、規模の経済性の達成により効率性を生む共同購入としてのジョイント・ベンチャーに関する判例は今のところ見受けられないように考えられる。[115] 共同購入としてのジョイント・ベンチャーの場合、ジョイント・ベンチャーによる生産効率性と社会厚生の損失の比較衡量、そして投入物要素の購入市場での市場支配力の有無、産出物市場における競争状況・協調行動の可能性について検討されることが望ましい。これらの点は我が国独禁法の課題であると思われる。[116] また、上流市場と下流市場の双方が寡占的である場合、すなわち、売手寡占かつ買手寡占の場合には、買手寡占事業者と売手寡占事業者による協調行動についても注意する必要がある。[117]

我が国独禁法では、買手間の共同行為規制について判例・学説の蓄積は未だ少ないが、買手間の共同行為が消費者厚生の観点からは競争促進的な側面がある一方で、下流市場での協調行動に繋がる反競争的な側面があること、そして、消費者厚生を根拠とした正当化事由は、行為要件を通じて競争の過程を保護してきた我が国独禁法の体系を損ないかねないことに十分留意しなければならない。我が国独禁法における買手間の共同行為規制の検討については、今後の課題としたい。

（1） Albert A. Foer, *Introduction to Symposium on Buyer Power and Antitrust*, 72 ANTITRUST L. J. 505, 505（2005）.

（2） 例えば、農業市場、酪農業市場、資源調達、ヘルス・ケア市場といったものが挙げられる。*Ibid.* また、昨今では、B2B市場でも同様の問題が生じているとされる。B2Bに関する買手独占の問題を取り扱った先行研究として、井上朗『B2B取引コンプライアンスバイブル――競争法的コンプライアンスの理論と実践――』（レクシスネクシス・ジャパン株式会社、二〇〇六）がある。

（3） 金井貴嗣ほか編『独占禁止法』［宮井雅明］（弘文堂、第三版、二〇一〇）一〇〇頁参照。

（4）同右。市場支配力とは、「自己の利益となるように、競争水準を超えた価格設定が行える状況にあること」を指す。金井ほか・前掲注（3）二〇三頁［武田邦宣］。

（5）我が国における数少ない買手事業者の私的独占の事例として、雪印乳業と北海道バターが、農林中央金庫および北海道信用農業協同組合連合会と通謀し、原料乳を買い占めたことが独禁法二条五項の私的独占に該当するとされた雪印乳業・農林中金事件（公取委審判審決昭三一・七・二八審決集八巻一二頁）がある。また、優越的地位の濫用と市場の概念との関係を検討する上で、買手の市場支配力規制に関する日韓比較を行なったものとして、Yo Sop Choi and Kazuhiko Fuchikawa, *Comparative Analysis of Competition Laws on Buyer Power in Korea and Japan*, 33 World Competition 499（2010）。

（6）羊蹄山麓アスパラガス振興会事件（公取委勧告審決昭四〇・六・二三審決集一三巻四六頁）、雪印乳業事件（公取委勧告審決昭四九・五・二二審決集二一巻三〇頁）、四国食肉流通協議会事件（公取委勧告審決平四・六・九審決集三九巻九七頁）。

（7）購入カルテルとして初めて課徴金が賦課された三菱マテリアル事件（公取委排除措置命令平二〇・一〇・一七審決集五五巻六九二頁）では、廃棄物処理施設において発生する金属混合物である「溶解メタル」の購入予定者を決め、購入予定者が購入できるようにした行為が不当な取引制限として違法とされた。

（8）我が国独禁法の買手の単独行為規制の枠組みを検討する上で、米国反トラスト法を取り扱ったものとして、拙稿「米国反トラスト法における略奪的高価購入（Predatory Bidding）規制――Weyerhaeuser 事件連邦最高裁判決を契機として」法学政治学論究八六号三五頁（二〇一〇）がある。

（9）Roger D. Blair and Jeffrey L. Harrison, *Antitrust Policy and Monopsony*, 76 Cornell L. Rev. 297（1991）.

（10）*See e.g.*, Balmoral Cinema, Inc. v. Allied Artists Pictures Corp., 885 F. 2d 313（6th Cir. 1989）; North Jackson Pharmacy, Inc. v. Caremark Rx, Inc., 385 F. Supp. 2d 740（N.D. Ill. 2005）.

（11）Weyerhaeuser Company v. Ross-Simmons Hardwood Lumber Co., Inc., 549 U.S. 312, 320（2007）. この事件を紹介する邦文の文献として、松下満雄「略奪的価格に関する最近の米最高裁判決」国際商事法務三五巻七号八九一頁（二〇〇七）、拙稿「ウェイヤーハウザー事件連邦最高裁判決」公正取引七〇八号四五頁（二〇〇九）。

（12）Rroger D. Blair and John E. Lopatka, *Predatory Buying and Antitrust*, 2008 Uta L. Rev. 415（2008）; Roger G. Noll, *"Buyer Power" and Economic Policy*, 72 Antitrust L. J. 589, 591（2005）; John B. Kirkwood, *Buyer Power and Exclusionary Conduct: Should Brooke Group Set the Standards for Buyer-Induced Price Discrimination and Predatory Bidding?*, 72 Antitrust L. J.

625, 653 (2005).

(13) Blair and Lopatka, *supra* note 12, at 415; Kirkwood, *supra* note 12, at 652; Steven C. Salop, *Anticompetitive Overbuying by Power Buyers*, 72 ANTITRUST L. J. 669, 672 (2005).

(14) Blair and Harrison, *supra* note 9, at 306; Keith N. Hylton, *Weyerhaeuser, Predatory Bidding, & Error Costs*, 53 ANTITRUST BULL. 51, 73 (2008).

(15) Roger D. Blair and Kristine L. Coffin, *Physician Collective Bargaining: State Legislation and the State Action Doctorine*, 26 CARDOZO L. REV. 1731, 1737 (2005). 他方、最終消費者への影響は不明確であるとの指摘もある。*See* Jonathan M. Jacobson and Gary J. Dorman, *Monopsony Revisited: A Comment on Blair and Harrison*, 37 ANTITRUST BULL. 151, 153 (1992).

(16) 買手独占者が産出物市場において市場支配力を持たない場合、最終製品の価格は変化しない。買手独占者がその市場において市場支配力を持つ場合、買手独占者が生産量を減少させることにより、最終製品の価格は高くなるため消費者厚生を害するとされる。*See* Jacobson and Dorman, *supra* note 15, at 153.

(17) 関連市場における消費者への影響を捉える考え方であり、「消費者余剰（consumer surplus）基準」とも呼ばれる。Bork 判事が「消費者厚生（consumer welfare）」という語を用いたが、実質的には「総経済厚生（aggregate economic welfare）」を指すものだった。*See* ROBERT H. BORK, THE ANTITRUST PARADOX 374 (1978). Bork 判事の述べる「消費者厚生（consumer welfare）」と区別するため、「純粋な（pure）」あるいは「真実の（true）」「消費者厚生」と呼ばれる。*See* Steven C. Salop, *Question: What is the Real and Proper Antitrust Welfare Standard?: Answer: The True Consumer Welfare Standard*, 22 LOY. CONSUMER L. REV. 336, 336 (2010).

(18) 「効率性（efficiency）」または「総余剰（total surplus）」基準とも呼ばれる。代表的な論者として Bork 判事が挙げられる。*See* BORK, *supra* note 17, at 89, 374.

(19) *See* J. Thomas Rosch, *Monopsony and the Meaning of "Consumer Welfare": A Closer Look at Weyerhaeuser*, 2007 COLUM. BUS. L. REV. 353, 359-365 (2007); Laura Alexander, *Monopsony and the Consumer Harm Standard*, 95 GEO. L. J. 1611, 1612 (2007).

(20) *See* Salop, *supra* note 17, at 339.

(21) Milton Friedman, Price Theory 16 (1976).

(22) Roger D. Blair and Jefferey L. Harrison, Monopsony in Law and Economics 83 (2010).

(23) *Id.* at 84.

(24) *See e.g., Weyerhaeuser*, 549 U.S. 312 (2007).

(25) *See e.g.*, Mandeville Island Farms, Inc. v. American Crystal Sugar Co., 334 U.S. 219 (1948); National Macaroni Manufacturers Ass'n v. FTC, 345 F. 2d 421 (7th Cir. 1965).

(26) Blair and Harrison, *supra* note 22, at 48.

(27) 買手独占（monopsony）という語が単独の買手事業者の単独行為を想起させることから、共同の買手独占（collusive monopsony）を買手寡占合意（oligopsony agreement）と呼ぶ見解もある。井上・前掲注（2）一三五頁。*See also* Gail F. Levine, *B2Bs, E-Commerce & The All-Or-Nothing Deal*, 28 Rutgers Computer & Tech. L. J. 383, 398 (2003).

(28) *Id.* at 43.

(29) *Id.* at 43-44.

(30) 反トラスト法上の共同の買手独占に対する規制については、第三章を参照されたい。

(31) Blair and Harrison, *supra* note 22, at 106.

(32) Michael J. Farrell は、「効率性」について、「技術効率性（technical efficiency）」、「価格効率性（price efficiency）」（＝配分効率性（allocative efficiency））、そして、技術効率性と価格効率性の積で表される「全体効率性（overall efficiency）」という三つの概念を提示した。Michael J. Farrell, *The Measurement of Productive Efficiency*, 120 J. Roy. Statist. Soc. 253, 254-255 (1957).

(33) Blair and Harrison, *supra* note 22, at 109-112. 合併における正当化事由としての類似の比較衡量のモデルとして、Oliver E. Williamson, Economies as an Antitrust Defense: The Welfare Tradeoffs, 58 Am. Econ. Rev. 18, 21 (1968)。

(34) *See* Farrell, *supra* note 32, at 254.

(35) 「ある生産要素の限界生産物に、その要素が使用されている部門の生産物の価格を乗じたもの」である。金森ほか編「経済辞典」三一六頁（有斐閣、第四版補訂版、二〇〇五）。

(36) Blair and Harrison, *supra* note 22, at 109.

(37) *Id.* at 110–111.

(38) *See* Richard D. Friedman, *Antitrust Analysis and Bilateral Monopoly*, 1986 Wisc. L. Rev. 873, 873 (1986); Blair and Harrison, *supra* note 22, at 123.

(39) 拮抗力の議論に関する整理に関する文献として、小島泰友、渕川和彦「流通市場における買手パワー（Buyer Power）の競争への影響について――大規模小売業を中心として」公取委競争政策研究センター共同研究報告書一〇―一五頁（二〇一〇）。公取委ホームページ <http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/cr-0410.pdf>（二〇一〇年三月一七日）。

(40) Blair and Harrison, *supra* note 22, at 138–141; Roger G. Noll, *"Buyer Power" and Economic Policy*, 72 Antitrust L. J. 589, at 607.

(41) John K. Galbraith, American Capitalism: The Concept of Countervailing Power 118 (1952); Zhiqi Chen, *Dominant Retailers and the Countervailing-Power Hypothesis*, 34 Rand J. Econ. 612, 612 (2003).

(42) George J. Stigler, *The Economist Plays with Blocs*, 44 Am. Econ. Rev. 7, 9 (1954). Alex Hunter, *Notes on Countervailing Power*, 68 Econ. J. 89, 101 (1958).

(43) Paul W. Dobson and Michael Waterson, *Countervailing Power and Consumer Prices*, 107 Econ. J. 418, 428 (1997). Thomas von Ungern-Sternberg, *Countervailing Power Revisited*, 14 Int'l J. Indus. Org. 507, 518 (1996).

(44) Chen, *supra* note 41, at 624.

(45) United States v. Socony-Vacuum Oil Co., 310 U.S. 150 (1940).

(46) *Id.* at 220.

(47) *Id.* at 223.

(48) American Tobacco Co. v. United States, 328 U.S. 781 (1946).

(49) 但し、American Tobacco 事件は、主に下流市場への市場支配力を高めようとしたものであり、買手独占力を獲得しようとした事例ではないとする見解もある。*See* Kirkwood, *supra* note 12, at 658.

(50) Mandeville Island Farms, Inc. v. American Crystal Sugar Co., 334 U.S. 219 (1948).

(51) 共同の買手独占の議論については、第二章第一節2を参照されたい。

(52) *Mandeville*, 334 U.S. at 235–236.

(53) *See* Harold Vogel v. American Society of Appraisers, 744 F. 2d 598, 601 (7th Cir. 1984). *See also* Natalie Rosenfelt, *The Verdict on Monopsony,* 20 LOY. CONSUMER L. REV. 402, 405 (2008); Alan Devlin, *Questioning the Per Se Standard in Cases of Concerted Monopsony,* 3 HASTINGS BUS. L. J. 223, 244 (2007); Alexander, *supra* note 19, at 1622.

(54) Mandeville 判決同様、市場支配力の存在を前提としている共同の買手独占の事件として、Todd 事件第二巡回区控訴審判決（Todd v. Exxon Corp., 275 F. 3d 191 (2d Cir. 2001)）がある。

(55) *See* BLAIR AND HARRISON, *supra* note 22, at 78.

(56) *National Macaroni Manufacturers* Ass'n v. FTC, 345 F. 2d 421 (7th Cir. 1965).

(57) *National Macaroni Manufacturers,* 345 F. 2d at 427.

(58) *See* BLAIR AND HARRISON, *supra* note 22, at 79–81.

(59) 他方、州規制で規制されている医療費に係る事件において、買手間の共同行為に対する当然違法の原則の適用を消極的に判断したものとして、Kartell 事件第一巡回区控訴審判決（Kartell v. Blue Shield, 749 F. 2d 922 (1st Cir. 1984)）がある。Blue Shield 健康保険に加入している患者を治療した医者に対する追加請求の禁止が、シャーマン法一条が禁止する取引制限の合意、あるいはシャーマン法二条が禁止している独占化または独占化の企図に該当するかが争われた。第一巡回区控訴裁は、Blue Shield が価格を競り上げる競争的な衝動を抑圧するために、異なる独立した買手を結合しようとするのみの『見せかけの（sham）』組織体ではないとした。また、争いとなっている価格が高価格ではなく低価格であること、合意の対象が医療費であり、単に経済的価値以上が問題となるかなり複雑な分野であること、そして、争いとなっている価格体系が州規制により監督されていることから、裁判所は、慎重に判断する必要があると述べ、被告の行為は、不当な取引制限、独占化、または独占化の企図を構成するものではないと結論付けた。本控訴審判決は、単独事業者による市場支配力の一方的な行使が反トラスト法違反を生じないとしたと読むことができるが、単独行為規制と共同行為規制の違法性判断基準を混同しているとの指摘がなされている。*See* Alexander, *supra* note 19, at 1626–1627.

(60) Broadcast Music Inc. v. Columbia Broadcasting System Inc., 441 U.S. 1 (1979); National Collegiate Athletic Association v. Broad of Regents of the University of Oklahoma, 468 U.S. 85 (1984).

(61) *See, e.g.,* Northwest Wholesale Stationers Inc. v. Pacific Stationery and Printing Co., 472 U.S. 284 (1985).

(62) Michael S. McFalls, *The Role and Assessment of Classical Market Power in Joint Venture Analysis,* 66 ANTITRUST L. J. 651,

653 (1998).

(63) Herbert Hovenkamp, Federal Antitrust Policy 200 (3d ed. 2005).

(64) *See* Mcfalls, *supra* note 62, at 673.

(65) 金井ほか・前掲注（3）一〇〇頁［宮井雅明］。

(66) U.S. DOJ and FTC, Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors, §3.31 (a) (2000).

(67) Northwest Wholesale Stationers Inc. v. Pacific Stationery & Printing Co., 472 U.S. 284 (1985).

(68) *Id.* at 298.

(69) *Id.* at 286–87.

(70) *See* Blair and Harrison, *supra* note 22, at 107. 村上政博『アメリカ独占禁止法』六三頁（弘文堂、第二版、二〇〇二）参照。

(71) *See* Thomas A. Piraino, Jr., *A Proposed Antitrust Approach to Buyers' Competitive Conduct*, 56 Hastings L. J. 1121, 1152 (2005).

(72) *See* United States v. Addyston Pipe and Steel Co., 85 F. 271 (6th Cir. 1898), affirmed, 175 U.S. 211 (1899).

(73) *See e.g., NCAA*, 468 U.S. at 109.

(74) *See e.g., Addyston*, 85 F. at 283.

(75) Hovenkamp, *supra* note 63, at 194.

(76) *Id.* at 16.

(77) U.S. DOJ and FTC, Statements of Antitrust Enforcement Policy in Health Care, §7A (August 1996).

(78) 二〇一〇年八月に公表された水平合併ガイドラインでは、「強力な買手がしばしば供給者に対して有利な契約条件を交渉することができる。そのような契約条件は、これらの買手に供給することに関するより低いコストを反映する可能性がある。しかし、それは同時に、買手に有利な価格差別についても反映し得る」として、強力な買手が供給者の価格引き上げを制限する可能性について検討するとしている。U.S. DOJ and FTC, Horizontal Merger Guidelines, §8 (August 2010).

(79) Balmoral Cinema, Inc. v. Allied Artists Pictures Corp., 885 F. 2d 313 (6th Cir. 1989).

(80) *Id.* at 315.

（81）*Id.* at 316–317.

（82）Blair and Harrison, *supra* note 22, at 45–46.

（83）Addamax Corp. v. Open Software Found, 888 F. Supp. 274（D. Mass. 1995）.

（84）*Id. at* 280.

（85）*Id. at* 283.

（86）*Id. at* 284.

（87）*Id. at* 281.

（88）Sony Elecs., Inc. v. Soudview Techs., Inc., 157 F. Supp. 2d 180（D. Conn. 2001）.

（89）二〇〇〇年一月一日以降製造の全てのテレビに内蔵されており、両親が露骨な暴力・性表現のプログラムをブロックするための装置。米国連邦通信委員会（Federal Communications Commission: FCC）によって設置が義務付けられた（*Id.* at 181）。

（90）*Id. at* 185.

（91）*Id. at* 190.

（92）*Id. at* 187.

（93）North Jackson Pharmacy, Inc. v. Caremark Rx, Inc., 385 F. Supp. 2d 740（N.D. Ill.2005）.

（94）*Id. at* 749.

（95）*Ibid.*

（96）Blair and Harrison, *supra* note 22, at 45–46.

（97）*See e.g., Balmoral Cinema,* 885 F. 2d 313（6th Cir. 1989）; *Addamax,* 888 F. Supp. 274（D. Mass. 1995）; *Sony,* 157 F. Supp. 2d 180（D. Conn. 2001）; *North Jackson Pharmacy,* 385 F. Supp. 2d 740（N.D. Ill. 2005）. ナの他、買手による独占化の請求が認められる場合を限定した事件として、Beef Industry 事件第五巡回区控訴審判決（In re Beef Indus. Antitrust Litig., 907 F. 2d 510（5th Cir. 1990））、Kamie/Besicorp 事件ニューヨーク西部地区連邦地裁判決（Kamie/Besicorp Allegany L.P. v. Rochester Gas & Elec. Corp., 908 F. Supp. 1194（W.D.N.Y. 1995））などがある。

（98）*See e.g.,* Addamax Corp, 888 F. Supp. at 283; Sony, 157 F. Supp. 2d at 185; North Jackson Pharmacy, 385 F. Supp. 2d at

749.

(99) *See e.g.,* Reazin v. Blue Cross and Blue Shield of Kan., Inc., 899 F. 2d 951 (10th Cir. 1990); United Airlines, Inc. v. U.S. Bank N.A., 406 F. 3d 918 (7th Cir. 2005). *See also* Brown v. Pro Football, Inc., 50 F. 3d 1041, 1061 (D.C. Cir. 1995).

(100) *See e.g., Balmoral Cinema,* 885 F. 2d 313 (6th Cir. 1989); *Addamax,* 888 F. Supp. 274 (D. Mass. 1995); *Sony,* 157 F. Supp. 2d 180 (D. Conn. 2001); *North Jackson Pharmacy,* 385 F. Supp. 2d 740 (N.D. Ill. 2005).

(101) *Socony-Vacuum,* 310 U.S. at 223.

(102) *Mandeville,* 334 U.S. at 236.

(103) *See e.g., Vogel,* 744 F. 2d at 601; *Reazin,* 899 F. 2d at 962; *Telecor Communications,* 305 F. 3d at 1134; *United Airlines,* 406 F. 3d at 925.

(104) *See e.g., Balmoral Cinema,* 885 F. 2d at 316–317; *Addamax,* 888 F. Supp. at 280; *Sony,* 157 F. Supp. 2d at 185; *North Jackson Pharmacy,* 385 F. Supp. 2d at 749.

(105) *See e.g., Balmoral Cinema,* 885 F. 2d at 315; *North Jackson Pharmacy,* 385 F. Supp. 2d at 747–749.

(106) Hovenkamp, *supra* note 63, at 194.

(107) Alexander, *supra* note 19, at 1639. また、Blair 教授とHarrison 教授は、共同購入規制において付随的制限の法理を用いることを提唱しており、「①合意が最終的には、競争促進的であること、②反競争的な合意が潜在的な競争的結果を生じること、そして、③反競争的合意が必要以上に制限的でないことを立証することを求めている（Blair and Harrison, *supra* note 22, at 115.)。また、付随的制限の法理に基づきながら競争（rivalry）を重視する考え方として、Alexander *supra* note 19, at 1638.

(108) Mandeville 事件は当然違法の原則を適用したが、独占力の存在自体は認めている（*Mandeville,* 334 U.S. at 223–224)。また、Telecor 事件では、共謀した際に、代替となる取引先を見出すことが困難と指摘している（*Telecor,* 305 F. 3d at 1136)。そして、Todd 事件でも、市場力の存在を要求している（*Todd,* 275 F. 3d at 207)。

(109) Devlin, *supra* note 53, at 232.

(110) Blair and Harrison, *supra* note 9, at 303–306, James Murphy Dowd, *Oligopsony Power: Antitrust Injury and Collusive Buyer Power Practices in Input Marketsh,* 76 Boston Unl. Law Rev. 1075, 1092 n. 66 (1996). Dowd 教授は、たとえ、最終消費者

に共謀で得た経費削減分を配分していたとしても正当化事由とならないとする（*Id.* at 1100）。

（111）Alexander *supra* note 19, at 1638.

（112）Devlin, *supra* note 53, at 232.

（113）Blair and Harrison, *supra* note 9, at 303–306, Dowd, *supra* note 110, at 1092 n. 66.

（114）*See e.g., Mandeville,* 334 U.S. at 223–224; *Telecor,* 305 F. 3d at 1136; *Todd,* 275 F. 3d at 207.

（115）典型的な買手間のカルテルに関する事例として、羊蹄山麓アスパラガス振興会ほか事件（公取委勧告審決昭四〇・六・二三審決集一三巻四六頁）、四国食肉流通協議会事件（公取委勧告審決平四・六・九審決集三九巻七九頁）、三菱マテリアル事件（公取委排除措置命令平二〇・一〇・一七審決集五五巻六九二頁）が挙げられる。

（116）公取委の相談事例集の中では、上流市場、下流市場の状況を検討していたものと考えられる事例がある。例えば、公正取引委員会の平成一二年度相談事例集・事例一〇「輸送用機械の資材及び部品の共同購入」、平成一四・一五年度相談事例集・事例七の「自動車部品メーカーの原材料の共同購入」では、①製品の供給分野における共同購入参加者の市場占有率、供給に要するコストに占める原材料の割合、②原材料の需要全体に占める共同購入参加者の市場占有率を検討している。

（117）上流市場と下流市場の協調行動の事例として、雪印乳業ほか乳業製造業者四名事件（公取委勧告審決昭四九・五・二二審決集二一巻三〇頁）が挙げられる。

［後記］本稿は、第一回競争法・経済・政策（ＣＬＥＰ）カンファレンス（平二三・一・二一）での報告内容を再構成し、最新情報を加えたものである。

渕川　和彦（ふちかわ　かずひこ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
大宮法科大学院大学非常勤講師
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　日本経済法学会
専攻領域　経済法
主要著作　「単独の買手事業者により誘引された共同行為の再考」『法学政治学論究』第七六号（二〇〇八年）
「米国反トラスト法における略奪的高価購入（Predatory Bidding）規制」『法学政治学論究』第八六号（二〇一〇年）